

勝浦市DX推進計画

令和5年2月

目次

はじめに.....	- 1 -
DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは.....	- 2 -
デジタル化をめぐる国の動向.....	- 2 -
本市におけるデジタル化の現状.....	- 3 -
これまでのデジタル化の取組.....	- 3 -
市民まちづくりアンケートの情報通信（ICT）の状況.....	- 5 -
市民まちづくりアンケートで顕在化したデジタル化の課題.....	- 12 -
市役所業務の効率化に向けた実態調査の結果.....	- 13 -
オンライン手続の概要.....	- 16 -
1. マイナポータルを利用するオンライン手続き.....	- 16 -
2. ちば電子申請サービスを利用するオンライン手続き.....	- 17 -
計画の位置付け.....	- 18 -
計画期間.....	- 18 -
基本理念.....	- 19 -
基本方針.....	- 19 -
基本方針と重点施策の体系	- 20 -
基本方針 1 デジタル技術を活用した行政サービスの向上	- 21 -
推進項目 (1) 行政手続のオンライン化.....	- 21 -
推進項目 (2) 窓口業務のデジタル化.....	- 21 -
推進項目 (3) オープンデータの推進.....	- 21 -
基本方針 2 デジタル化による効率的な行政運営の構築	- 22 -
推進項目 (1) 基幹業務システムの標準化・共通化.....	- 22 -
推進項目 (2) BPR の推進と AI・RPA 等の利活用.....	- 22 -
推進項目 (3) 行政事務の電子化とデータの利活用.....	- 22 -
基本方針 3 デジタル化を進めるための基盤強化	- 23 -
推進項目 (1) 情報セキュリティ対策の徹底.....	- 23 -
推進項目 (2) デジタルデバイドの解消.....	- 23 -
推進項目 (3) 外部デジタル人材の任用.....	- 23 -
基本方針 4 デジタル技術を活用した地域づくり	- 24 -
推進項目 (1) 地域の課題解決の取組.....	- 24 -
推進項目 (2) 教育環境の充実.....	- 24 -
推進体制.....	- 25 -
計画の進行管理.....	- 26 -
実施計画.....	- 27 -
基本方針 1 デジタル技術を活用した行政サービスの向上.....	- 27 -
推進項目 (1) 行政手続のオンライン化.....	- 27 -
推進項目 (2) 窓口業務のデジタル化.....	- 27 -

推進項目(3) オープンデータの推進.....	- 28 -
基本方針2 デジタル化による効率的な行政運営の構築.....	- 29 -
推進項目(1) 基幹業務システムの標準化・共通化.....	- 29 -
推進項目(2) BPR の推進と AI・RPA 等の利活用	- 29 -
推進項目(3) 行政事務の電子化とデータの利活用.....	- 30 -
基本方針3 デジタル化を進めるための基盤強化.....	- 31 -
推進項目(1) 情報セキュリティ対策の徹底.....	- 31 -
推進項目(2) デジタルデバイドの解消.....	- 31 -
推進項目(3) 外部デジタル人材の任用.....	- 31 -
基本方針4 デジタル技術を活用した地域づくり.....	- 32 -
推進項目(1) 地域課題の解決の取組.....	- 32 -
推進項目(2) 教育環境の充実.....	- 32 -
用語の解説.....	- 33 -

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな影響を与え、人々の暮らし方に様々な変化を及ぼしました。

人との接触を避けるため、通勤を控えたテレワークの普及により「転職なき移住」という住む場所に捉われない新たな生活様式を求める動きも見られています。

こうした地方への関心が高まる一方で、迅速な対応を必要とする国の生活支援、経済支援においては、支援が行き渡るまでの処理時間に差が生ずるなど、地域間の格差が顕在化しました。

国は、こうした行政の課題解決と併せ、社会経済全般のデジタル化をリードする強力な司令塔としてデジタル庁を創設するなど、デジタル改革に向けた動きを加速しています。

また、市民と身近に接する市町村に対しては、デジタル化を拡げるうえで、その役割は特に重要としながら、自らが担う行政サービスについては、デジタル技術やデータを活用した利便性の向上に加え、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくよう求めています。

さらに、様々な社会課題に直面する地方にこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあり、デジタルは、社会課題を解決するための鍵、新しい付加価値を生み出す源泉と唱えるとともに、新たに示された「デジタル田園都市国家構想」については、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、デジタル技術を活用し地域の課題解決と魅力を加速・深化することとしています。

本市では、低迷する地域経済の影響で、財政状況の悪化が懸念されるなど、持続可能な市政を運営するためには、これまで以上にデジタル化をはじめとする事務の効率化に不断に取り組む必要があります。

こうした市の現状と前述した国の動向を踏まえ、本計画を策定するとともに、体制の強化として、令和5年度から新たに情報政策課を設置し、デジタル化を一層推進することとしました。

少子高齢化や人口減少など、深刻化する地域課題に対し、本計画に掲げた取組を着実に推進し、地域全体にデジタル化の効果を広め、便利で快適な暮らしづくりに努めてまいります。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは

DXとは、スウェーデン・ウメオ大学のストルターマン教授が提唱した概念であり、「ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること」です。

従来のIT化が「アナログで行っていた業務や作業などをデジタル化することによって効率性や信憑性の向上」を目指してきたのに対して、DXでは「データとデジタル技術を活用することによって社会や顧客のニーズを的確に掴み、サービスや業務のプロセス、さらには組織そのものの変革を通じた全体価値の向上」を目指しています。

※「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記されます。

デジタル化をめぐる国の動向

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月25日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

令和3年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布され、令和3年6月には、デジタル社会形成基本法第37条第1項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(以下「重点計画」という。)が閣議決定され、重点計画においても、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

こうしたデジタル化推進にあたり、個人情報保護の重点化として、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、自治体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律において規定した上で統合後の法律を個人情報保護委員会が所管する仕組みとすることとする法律が2021年の通常国会にて成立し、地方公共団体の関連規定については、令和5年春から施行予定となっています。

さらに、重点計画においては、デジタル化の基本戦略として、「デジタル社会の実現に向けた構造改革」及び「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられました。

「デジタル田園都市国家構想」については、地域の個性を活かしながら地方が抱える人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することをその意義としており、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしています。

本市におけるデジタル化の現状

これまでのデジタル化の取組

市では、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を目的に平成20年3月、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定め、オンライン化を推進してきました。

具体的には、届出や申請について電子メールの利用を可能としたほか、インターネットを通じたオンライン化として、県内自治体で共同運営する「ちば電子申請サービス」の利用、国が運営するマイナポータルの利用を推進してきました。

(参照 オンライン手続きの概要)

また、住民基本台帳、市税、福祉など、基幹業務について、制度改正に伴う適正化や効率化を目的とするシステム更新と併せ、データ保護、漏洩防止として、県内自治体と連携し、セキュリティ対策の強化を図ってきました。

このほか、モバイル端末を手段とする情報伝達の取組として、市公式防災アプリの導入と普及促進を図っています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に接触機会の低減を目的としたデジタル会議やテレワーク環境の整備を行うとともに、ワクチン接種予約のオンライン化として市公式ホームページのスマートフォン対応の改修を行うなど社会変化に応じたデジタル化を進めてまいりました。

今年度は、次年度からスタートする新総合計画の策定年度として、計画の着実な推進を図るため、勝浦市行政改革大綱2023の策定に際し、デジタル化の積極的な活用による行政改革を推進するとした考え方のもと、業務改善の一環として、市役所業務の効率化に向けた実態調査に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めました。

主な取組一覧表

時期	分野	項目
平成 15 年 7 月	セキュリティ対策強化	情報セキュリティ基本方針及びセキュリティ対策基準策定
平成 20 年 3 月	行政手続きのオンライン化	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
平成 20 年 8 月	行政手続きのオンライン化	ちば電子申請サービス運用開始
平成 22 年 10 月	業務の効率化	電子入札開始
平成 27 年 4 月	市民利便の向上	コンビニ収納開始
平成 29 年 4 月	セキュリティ対策強化	千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用開始
平成 29 年 7 月	行政手続きのオンライン化	マイナポータルによるオンライン手続き開始
平成 29 年 10 月	業務の効率化 セキュリティ対策強化	基幹業務システムのクラウド化
平成 30 年 6 月	防災対策	市公式防災アプリ「かつうらメイト」の運用開始
平成 30 年 7 月	産業振興	農地の現況調査等にタブレット導入
令和 3 年 1 月	業務の効率化	職員テレワーク環境整備
令和 3 年 2 月	産業振興	商店街キャッシュレス普及支援事業実施
令和 3 年 2 月	教育の振興	市内小中学校 GIGA スクール端末配備
令和 3 年 2 月	業務の効率化	市庁舎オンライン会議対応通信環境整備事業
令和 3 年 2 月	オープンデータの推進	オープンデータの推進に関する基本方針制定
令和 3 年 6 月	広報・情報発信	市公式ホームページ改修(スマートフォン対応)
令和 4 年 2 月	業務の効率化	市庁舎及び芸術文化交流センター 利用者向け通信環境整備事業(アクセスポイント増設)
令和 4 年 4 月	業務の効率化	基幹業務の標準化・共通化の着手
令和 4 年 10 月	産業振興	商店街にぎわい創出事業支援(EC モール構築等支援)
令和 5 年 2 月	市民利便の向上	コンビニ交付開始

市民まちづくりアンケートの情報通信(ICT)の状況

市では、令和5年度からスタートする新しい総合計画を策定するにあたり、令和3年に市民を対象としたまちづくりアンケートを実施しました。

このアンケートは、高齢者対策、子育て、防災、産業、教育など市の施策に対する意見を聴取するもので、ICTに関しては、これからの市の施策にデジタル技術を活用することが不可欠で、課題解決に係る取組を推進するため、モバイル端末の普及や受信環境の実態の把握に努めました。

その結果は、次のとおりです。

勝浦市 市民まちづくりアンケート(市民意識調査)結果報告書

令和3年9月 勝浦市企画課

1. 調査の概要

1. 調査の趣旨	勝浦市の新しい総合計画を策定するにあたり、現行の総合計画やまちづくりに対する市民の評価や今後の課題、市政に対する期待や発展の方向性を明らかにし、新たな総合計画に反映させる。
2. 調査の方法	
(1) 調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民の中から、2,000人を無作為抽出(住民基本台帳からの無作為抽出、男女別、年代別、地域別を考慮)
(2) 調査方法	郵送による発送・回収(無記名)
(3) 調査時期	令和3年6月～7月
(4) 回収状況	・配布数：2,000人 ・有効回答数：929人 ・有効回答率：46.5%

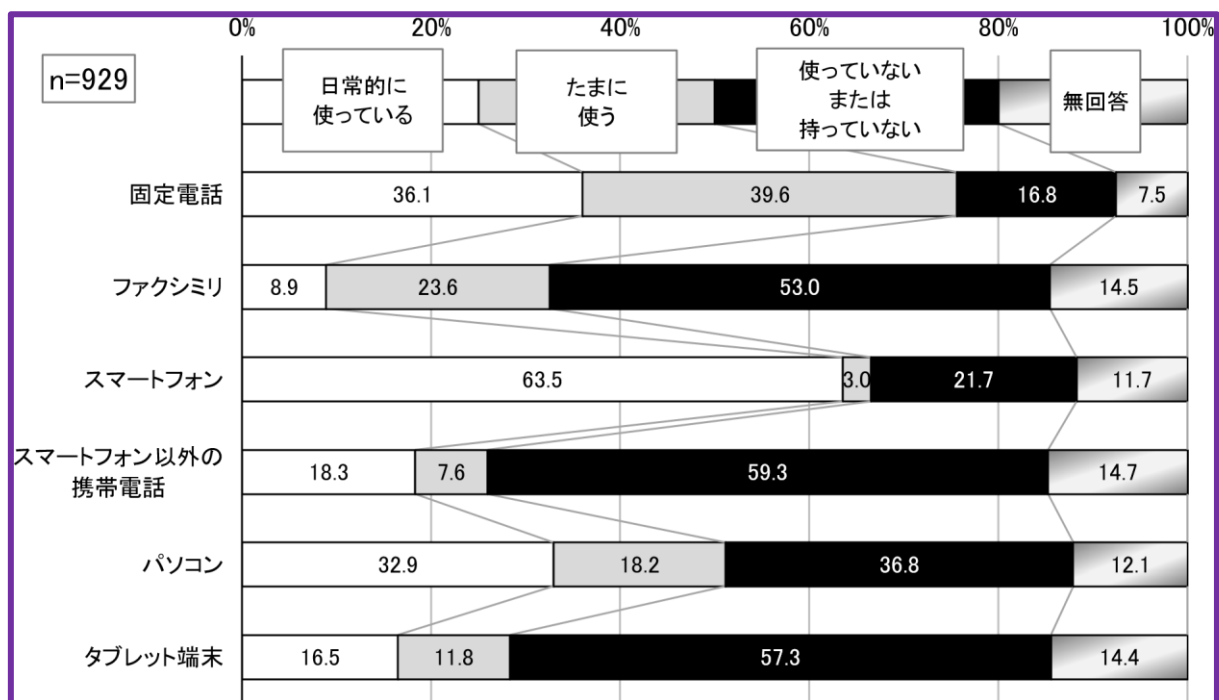
2. 調査結果の概要

(1) 情報通信機器の使用状況	情報通信機器を「日常的に使っている」人のうち、使用する機器の内訳の主な割合は、「スマートフォン」が63.5%で最も高く、「固定電話」は36.1%、「パソコン」は32.9%、「スマートフォン以外の携帯電話」は18.3%でした。
(2) インターネット接続環境	家庭にインターネットに接続できる環境が「ある」と回答した人は77.5%。
(3) Wi-Fi接続環境	インターネットに接続する環境がある人のうち、約7割はWi-Fi環境が「ある」と回答。
(4) 行政のインターネット活用について	勝浦市がインターネットの活用を進めることについて、「さらに推進したほうがよい」(25.4%)と「推進してもよいが慎重に進めるべき」(33.4%)を合わせた推進に肯定的な回答者は58.8%と約6割。

3.アンケート結果 項目別の内訳

(1)「日常的に使っている」人が使用する情報通信機器別の割合

「スマートフォン」が63.5%で最も高く、「固定電話」は36.1%、「ファクシミリ」は8.9%、「スマートフォン以外の携帯電話」は18.3%、「パソコン」は32.9%、「タブレット端末」は16.5%でした。



(2)年代別の割合(日常的に使っている人)

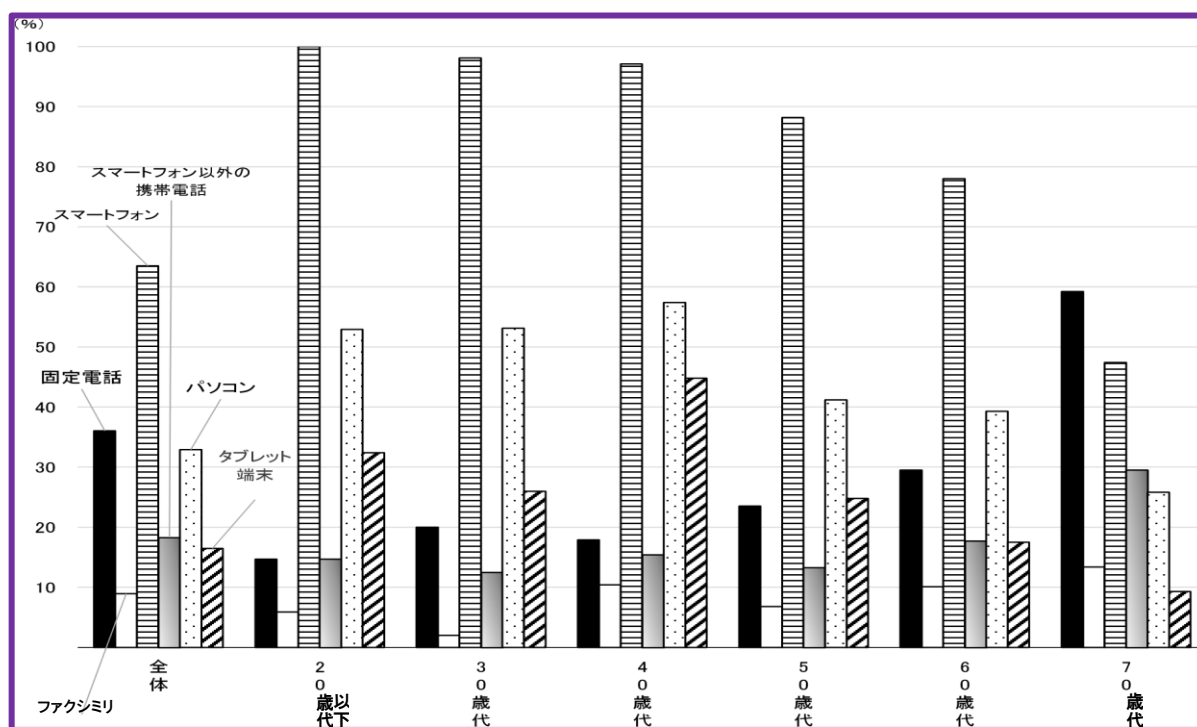
各機器について「日常的に使っている」人の割合を年代別にみると、

「スマートフォン」は「20 歳代以下」から「60 歳代」までで最も使われていて、特に「20 歳代以下」は 100%で、「30 歳代」と「40 歳代」も 100%に近い。

「パソコン」は「40 歳代」が最も高く、「20 歳代以下」、「30 歳代」、「40 歳代」も 50%を超えています。

「タブレット端末」は「40 歳代」の使用割合が他年代より高い。

「70 歳代」では「固定電話」を使用している割合が「スマートフォン」より高い。



(3)インターネットに接続できる環境にある人の割合

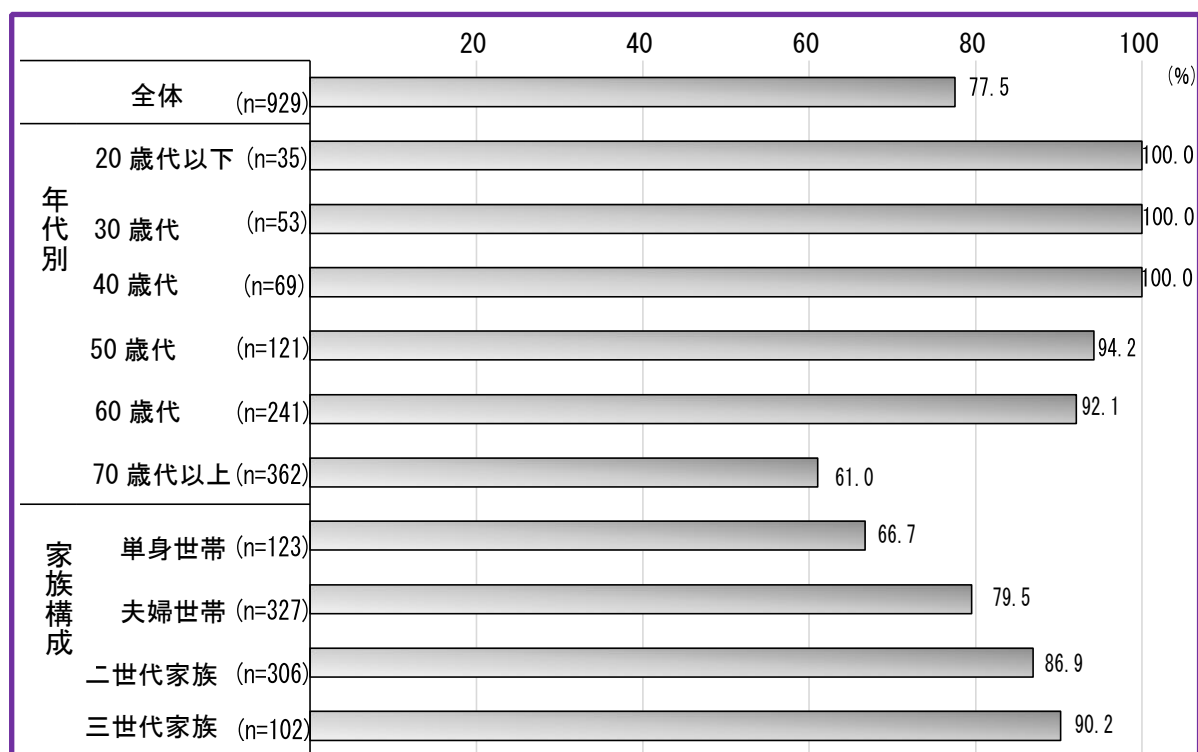
家庭にインターネットに接続できる環境が「ある」と回答した人は77.5%でした。

回答区分	回答数 (件)	構成比 (%)
ある	720	77.5
ない	136	14.6
わからない	35	3.8
無回答	38	4.1
サンプル数	929	100.0

(4)年代別・家族構成別(インターネット接続できる環境が「ある」と回答した人)

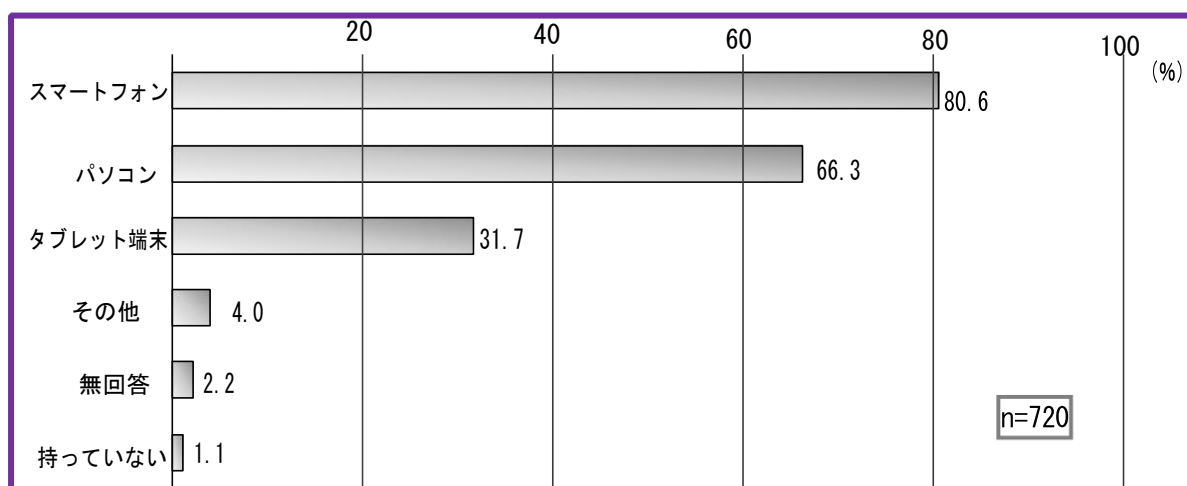
インターネット接続できる環境が「ある」と回答した人の割合について、年代別にみると、「20 歳代以下」、「30 歳代」、「40 歳代」は 100%、「50 歳代」と「60 歳代」は 90%超でした。
一方、「70 歳代以上」は 61.0%にとどまっています。

年代別・家族構成別



インターネットの利用端末

インターネット接続できる端末として持っている機器は、「スマートフォン」が80.6%で最も高く、以下、「パソコン」(66.3%)、「タブレット端末」(31.7%)の順となっています。



Wi-Fi 環境の有無

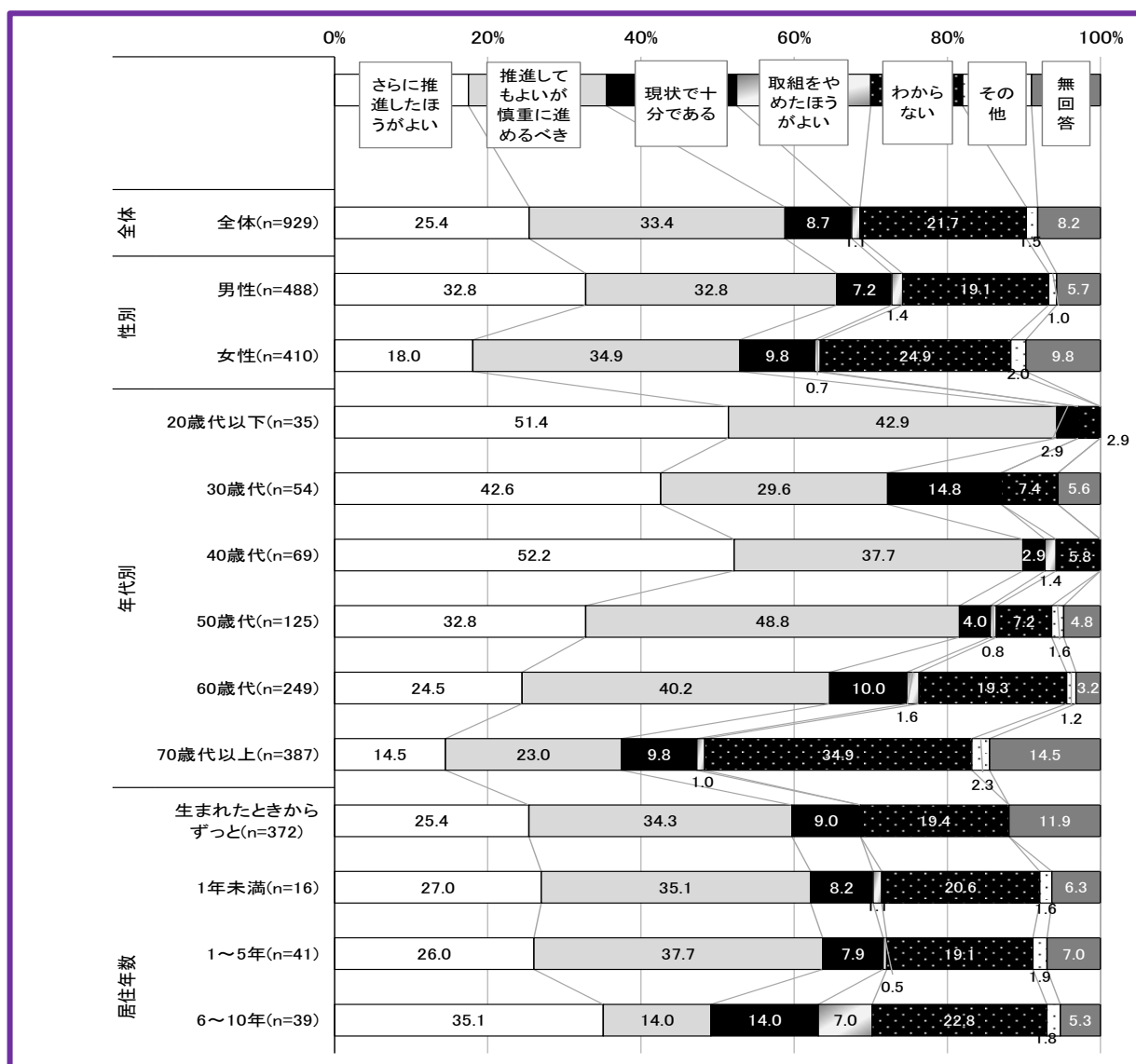
回答区分	回答数（件）	構成比（%）
ある	515	71.5
ない	91	12.6
わからない	45	6.3
無回答	69	9.6
合計	720	100.0

勝浦市のインターネットを活用した施策の方向性

「さらに推進したほうがよい」(25.4%)と「推進してもよいが慎重に進めるべき」(33.4%)を合わせた推進に肯定的な回答者は約6割でした。

「現状で十分である」は8.7%、「取組をやめたほうがよい」は1.1%にとどまっています。

回答区分	回答数(件)	構成比(%)
さらに推進したほうがよい	236	25.4
推進してもよいが慎重に進めるべき	310	33.4
現状で十分である	81	8.7
取組をやめたほうがよい	10	1.1
わからない	202	21.7
その他	14	1.5
無回答	76	8.2
合計	929	100.0



情報通信(ICT)」についての自由意見

項目	件数	意見内容（一部抜粋）
高齢者のサポート・取り残さない対策	41	ICT は取り残される人がいることは確実ですが、それでも促進しなければなりません。その上で取り残される人についてのフォローをするべき
行政の利活用	16	市に提出する書類をインターネットから全てダウンロードできると良いと思います。ルームの申請書類など。 各種申請手続きで現在何ができるのか、今後どんなことができるようになるか、具体的な情報発信を願いたい。
通信環境	9	街中はすべてフリーW i e F i を設置すべき 図書館や学校で無料で PC/インターネットが使える環境。
情報セキュリティ	9	このご時世ですので、個人情報の漏洩だけには十分注意して頂きたい。
マイナンバーカード	5	マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票等を印刷出来るよう整備して欲しい。 マイナンバーカード活用されてない。遅れている。早急に進めるべき。
災害時活用	3	スマートスピーカーを老人世帯に配布したらいいと思う。スマートスピーカーで防災情報の発信が出来るものや、かかりつけ医に連絡出来る様に設定も出来る。
教育現場の導入	2	ICT 教育を小学校から取り組んでほしい。
日常生活への導入	1	買い物難民の方が多いと思うので、タブレットを使った買い物ができるようにして欲しい。

市民まちづくりアンケートで顕在化したデジタル化の課題

内閣府が令和2年に実施した調査(内閣府(2020)「情報通信機器の利活用に関する世論調査」)において、高齢者はスマートフォンやタブレットの利用率が低く、特に70歳以上の高齢者の利用率が低くなっており、情報通信機器の利用状況に世代間格差が見られます。

具体的には、スマートフォンやタブレットの利用状況については、全体では、「よく利用している」又は「ときどき利用している」という回答の合計は77.8%で、年齢別の内訳では、18～29歳では98.7%と、利用率がほぼ100%に近いのに対し、年齢が上がるにつれて利用率は低下し、60～69歳では73.4%、70歳以上はわずか40.8%にとどまっています。

これを本市まちづくりアンケート結果と比較すると、70歳以上のスマートフォンやタブレットの利用率は、56.7%と内閣府の調査結果を大きく上回っています。

その一方で“勝浦市のインターネットを活用した施策の方向性”の設問に対し、「現状で十分である」8.7%、「取組をやめたほうがよい」1.1%、「わからない」21.7%、その他1.5%、無回答8.2%の合計は、41.2%を占めています。

さらに「推進してもよいが慎重に進めるべき」との意見33.4%を加えると全体の約74.6%と大きな割合を示しています。

デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を国を挙げて目指す中、アンケート結果に示された市民意識の低水準が市のデジタル化施策に影響を及ぼすことや地域間格差を生じさせることが無いよう、市民理解の向上に資する取組を推進し、特に高齢者をはじめとするデジタルデバイド対策を強化しながら「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現に努める必要があります。

市役所業務の効率化に向けた実態調査の結果

自治体DX推進計画の策定にあたり、計画の柱に位置付ける業務の効率化をどう進めるか、まずは、業務の実態把握と改善すべき業務の抽出に加え、職員の事務効率化、デジタル化の意識を調査しました。

デジタル技術を用いて仕事の進め方を効率化・高度化するためには、課題に即した解決策を講じる必要があります。この調査結果に基づき、今後、業務フローの作成・詳細調査を行うことで業務を可視化しながら、業務課題の要因を究明し、業務プロセスの最適化といった解決策を講じる業務改善の取組を推進します。

推進にあたっては、単なる既存業務のICT化、デジタル化に留まることなく、市民目線に立ち、行政サービスの向上を目指すことが強く求められています。

I. 調査の概要

1. 調査の趣旨	本市における自治体DXの推進にあたり、効率的な行政運営の構築を目指すため、業務の実態と職員の意識や意見を把握するもの。		
2. 調査の方法			
(1) 調査対象	市役所職員のうち、一般行政職の職員及び一部の専門職		
(2) 調査方法	調査票画面URL送信によるWeb調査		
(3) 調査時期	令和4年11月		
(4) 回収状況	回答数：115人		

回答した職員の属性

区 分	割合
内部事務	32%
行政サービス(主に窓口従事)	38%
行政サービス(窓口以外の業務に従事)	30%

調査結果の概要

(1) 減らしたい・非効率な業務の改善に関する意見(主なもの)

- ・メールの自動振分機能の充実
- ・メール受信した文書の紙ベース供覧及び対象の見直し
- ・文書管理における紙保存を電子化と電子決裁の導入
- ・財務会計の各種帳票の電子決裁と証拠書類添付の省力化
- ・服務関係帳票の電子化
- ・対面会議のオンライン化
- ・業務資料の共有ルールの一統化
- ・属人化の解消

(2) 手作業をやめて電算化したい文書(主なもの)

- ・出張命令、時間外勤務命令等の職員の勤務に関する帳票
- ・会計年度職員の勤怠管理に関する帳票
- ・服務に関する各種帳票、届出等の電子化
- ・職員の年末調整に関する申告書の記載及び書類添付の電子化
- ・各種会議の会議録作成

(3) 職員間で共有化してほしい情報(主なもの)

- ・業務マニュアル
- ・イベントスケジュール
- ・失敗事例、優良事例、クレーム対応事例
- ・庁内会議資料

(4) 業務実態の把握 (業務に係る主な課題に対する実態)

調査対象とする 課題の区分	調査内容	担当別職員の区分		
		内部事務	行政サービス (主に窓口担当)	行政サービス (窓口担当以外)
ペーパーレスの 取組	紙の印刷枚数	20.8 枚/日	20.8 枚/日	26.7 枚/日
	印刷・製本・保管の所要時間	51.6 分/日	59.0 分/日	50.1 分/日
会議開催業務の 省力化	1 回の主催会議の招集 の調整に要する時間	1.1 時間/回	1.4 時間/回	2.0 時間/回
	1 回の主催会議の議事 録の作成から共有にか かる時間	1.5 時間/回	0.8 時間/回	1.5 時間/回
メール処理の効 率化	メールを整理（フォル ダ分け、削除、保存） に要する時間	14.3 分/日	13.0 分/日	14.0 分/日
定期的に発生す る定型業務の効 率化	データを目視で確認す る作業に要する時間	4.6 時間/週	3.9 時間/週	3.7 時間/週
	データを入力・転記す る作業に要する時間	3.5 時間/週	4.7 時間/週	3.4 時間/週
	データを抽出する作業 に要する時間	2.9 時間/週	1.8 時間/週	2.3 時間/週
	データを集計する作業	2.7 時間	2.0 時間	2.6 時間
	合計	13.7 時間/週 2.7 時間/日	12.4 時間/週 2.5 時間/日	11.9 時間/週 2.4 時間/日

オンライン手続の概要

1.マイナポータルを利用するオンライン手続き

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。

子育てなど、行政手続のワンストップ化や行政機関からのお知らせが確認できます。

No.	手続き名	概要
1	妊娠の届出	医師又は助産師の診察を受け、妊娠がわかった場合に必要届出
2	児童扶養手当の認定請求	児童扶養手当を新たに受給する場合に必要な申請
3	保育施設等の利用申込	保育園（保育所）などの保育施設・保育サービスを利用するための手続き
4	保育施設等の現況届	支給認定を受けている保護者が、労働や疾病の状況などを毎年1回、必要な市区町村への届出
5	児童手当等に係る寄附変更等の申出	受給資格者が希望する場合、児童手当等の寄附申出書の内容を変更または撤回する旨の申出
6	児童手当等に係る寄附の申出	受給者が希望する場合、児童手当等の額の全部または一部を寄附する旨の申出
7	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	児童手当等を受給に係る受給資格および児童手当の額について、住所地の市区町村長の認定請求する手続き
8	児童手当等の現況届	児童手当を受給している人が継続して手当を受給する場合、毎年6月に届出で前年の所得や家族状況などを確認し、受給資格を更新するための手続き
9	児童手当等の額の改定の請求及び届出	受給者が、第2子以降の出生などにより、新たに支給要件となる子を養育することになった場合や、支給対象児童のうち何人かを養育しなくなった場合に必要額改定の請求または届出
10	児童扶養手当の現況届	前年の所得や家族状況などを確認するための届出 児童扶養手当を受けている人が継続して手当を受給する場合、面談が必要
11	児童手当の受給事由消滅の届出	受給者が児童手当の支給を受ける理由がなくなった場合の届出
12	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	受給資格者からの申し出により、児童手当等からの学校給食費等の徴収等に関する申出書の内容を変更または撤回する手続き
13	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	受給資格者からの申し出により、児童手当等の額の全部または一部を、学校給食費などの支払にあてることができる手続き
14	保育の必要性の認定（支給認定）の申請	保育の必要性の認定（支給認定）を受けるための手続き。保育園（保育所）などの保育施設・保育サービスの定期的な利用を申し込む場合、支給認定を受ける必要がある。
15	未支払の児童手当等の請求	受給者が死亡し、未支払いの児童手当等がある場合、その分の支払いを請求する手続き
16	児童手当等の氏名変更／住所変更等の届出	受給者又は、こどもの氏名が変わった場合や住所に変更があった場合の届出
17	罹災証明書の発行申請	市内で発生した災害で被災した住家等の被害を証明する罹災証明書等を交付する手続き

上記のほか、国民年金の手続きも利用できます。

2.ちば電子申請サービスを利用するオンライン手続き

市では、平成20年8月1日から、千葉県や県内の他団体と協力して千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子申請サービス」を導入しています。

このサービスは、パソコンなどから市の行政手続きの一部について、オンラインで申請や届出を行うことができ、窓口や郵送など、県・市町への申請・届出などの各種手続きをインターネットからオンラインで行うサービスです。

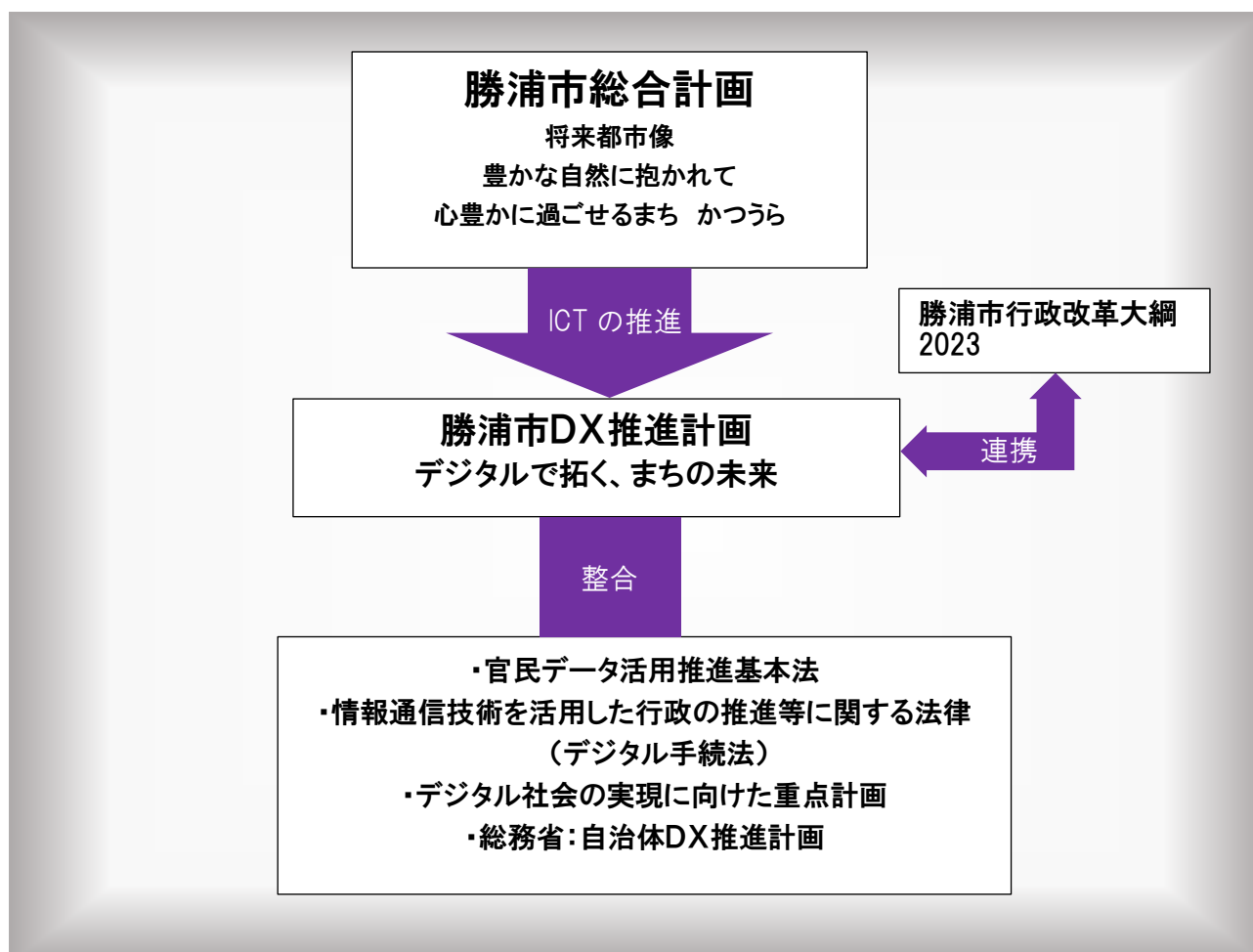
電子申請・届出サービスでは、住民・法人または団体の皆様の利便性向上を目的としており、自宅や職場のパソコンから、基本的に24時間365日サービスを利用することが可能です。

【利用できる手続き】

No.	手続き名
1	住民票の写し交付請求
2	住所（所在）証明書交付申請
3	固定資産建物取りこわし届出
4	軽自動車納税証明書（継続検査用）交付申請
5	妊娠の届出
6	公文書開示請求
7	市立図書館の図書リクエスト

計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である勝浦市総合計画に掲げる各方針や施策をデジタル化推進の観点を踏まえた基本的な指針とし、官民データ活用推進法、デジタル手続法、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を踏まえ、デジタル化における基本方針と具体的取組を掲げ、施策の推進を図るとともに、本市の官民データ活用推進施策における基本計画として位置付けます。



計画期間

本計画の計画期間は、市総合計画前期基本計画と合わせて、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

なお、社会情勢の変化、デジタル化の動向、国の計画の見直し、制度創設や改正に対して柔軟に対応するため、必要に応じた改訂や更新を行うこととします。

基本理念

本計画を通じたデジタル化の恩恵が特定の範囲に留まることなく、誰もが享受し、次世代に確実に引き継がれるよう、加えて、デジタルの力が地域の課題解決に導き、「持続可能なまちづくりの実現」が図れるよう、理念を掲げました。

～デジタルで拓く、
まちの未来～

基本方針

本市のデジタル化を推進するにあたり、次の4つを基本方針に定めます。

1. デジタル技術を活用した行政サービスの向上

2. デジタル化による効率的な行政運営の構築

3. デジタル化を進めるための基盤強化

4. デジタル技術を活用した地域づくり

基本方針と重点施策の体系

基本方針の区分		推進項目	主な取組
基本方針 1	デジタル技術を活用した行政サービスの向上	(1)行政手続のオンライン化	・ 証明等自動交付機の設置箇所の増設 ・ インターネットを利用したオンライン手続きの拡大 ・ 市公式 HP へのチャットボットの添加 ・ マイナンバーカードの普及促進
		(2)窓口業務のデジタル化	・ 書かない窓口システムの導入 ・ 庁舎内の証明等自動交付機の設置
		(3)オープンデータの推進	・ オープンデータの推進 ・ 防災施設位置情報の公開
基本方針 2	デジタル化による効率的な行政運営の構築	(1)基幹業務システムの標準化・共通化	・ 基幹業務システムの標準化・共通化（住民基本台帳、市税等 20 業務）
		(2)BPR の推進と AI・RPA 等の利活用	・ B P R（業務改善）の取組 ・ A I ・ R P A 等の導入
		(3)行政事務の電子化とデータの利活用	・ デジタル技術を活用した市税における課税客体把握の適正化 ・ 文書管理システムの導入 ・ 電子決裁システムの導入 ・ 職員の勤怠管理に係るデジタルツールの導入 ・ 職員間コミュニケーションツールの導入 ・ 服務関係手続のデジタル化 ・ 会議録音声反訳ツールの導入
基本方針 3	デジタル化を進めるための基盤強化	(1)情報セキュリティ対策の徹底	・ セキュリティ対策の共同運用 ・ 市セキュリティポリシーの見直し ・ 個人情報保護に係る職員教育
		(2)デジタルデバイドの解消	・ スマホ教室等の開催 ・ 市公式 HP のウェブアクセシビリティ向上の取組
		(3)外部デジタル人材の任用	・ 外部デジタル人材の任用 ・ 地域活性化企業人の任用
基本方針 4	デジタル技術を活用した地域づくり	(1)地域課題の解決の取組	・ 買い物不便の解消の取組（在宅での買い物手段導入支援、商店街 E C モール構築支援、デジタル技術を活用した地域配送システムの導入支援） ・ 交通手段の維持確保の取組（デマンドタクシーの運行円滑化システムの導入検討） ・ 商店街の活性化の取組（キャッシュレス決済普及支援） ・ 地域の魅力向上の取組 ・ 被災規模把握・防災施設の位置情報のデジタル化
		(2)教育環境の充実	・ GIGA スクール推進体制の構築 ・ ICT 専門人材の雇用等

基本方針 1 デジタル技術を活用した行政サービスの向上

市民が利用する行政サービスの手続きは、誰でもわかりやすい、使いやすい仕組みが必要です。

このため、マイナンバーカードの普及を踏まえたオンライン化対象業務の拡大と併せ、市役所窓口の改革として「書かない窓口」システムの導入など来庁者の負担軽減など、デジタル技術を活用した仕組みづくりを進めます。

併せて、保有する各種データを公開するオープンデータの取組を進めます。

推進項目 (1) 行政手続のオンライン化

市では、国のマイナポータル、千葉県のちば電子申請サービスを活用し、順次、オンラインによる手続きを拡充してきました。

また、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなど各種証明書が取得可能な「コンビニ交付」を導入しました。

引き続き、マイナンバーカードの普及促進、インターネットによる手続きの拡大、市役所以外の施設での交付箇所の増設の検討に加え、オンライン手続きを利用しやすくサポートできるよう、市公式ホームページ上に 24 時間、チャット形式で AI が対応するお問い合わせ機能を添加するなど、利便性向上の取組を進めます。

推進項目 (2) 窓口業務のデジタル化

市役所の窓口業務については、押印の見直し、手数料のキャッシュレス納付など、市民の利便性向上の取組を行いましたが、デジタル技術を活用し、一層の効率化を図ることが必要です。

市民の負担軽減として、申請書記載の省力化など「書かない窓口」を導入します。

推進項目 (3) オープンデータの推進

行政が保有する各種データを公開するオープンデータの取組は、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上などが期待されます。

これを踏まえ、市では、現在、市政情報を統計した「数字でみる勝浦市の姿」を市公式ホームページ上で公開しており、引き続き、防災対策の強化として、防災施設の位置情報の公開のほか、多様な分野におけるデータのオープン化を進めます。

基本方針2デジタル化による効率的な行政運営の構築

少子高齢化や人口減少など、地域の課題が深刻化する中、財政状況の悪化で行政サービスの質が低下することのないよう、持続可能な行政運営が求められています。

このため、令和4年11月、全職員を対象に日常の業務に係る実態調査を実施し、本計画期間中に業務の分析、課題の要因究明を経て、業務の最適化する改善方法の検討、改善手段の選定を図り、庁内業務の効率化、適正化を推進し、これにより創出した人的資源をきめ細かな行政運営に資する政策立案等の業務に振り替えるなど、効率化と高度化を進めます。

推進項目(1) 基幹業務システムの標準化・共通化

令和3年5月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる「標準化法」が公布され、令和7年度末までに、住民基本台帳、市税をはじめとする基幹業務の安定化と運用経費の低減を目的に国の標準準拠システムへの移行が義務付けされました。

これに伴い、市では、令和4年度に20業務の移行作業に着手しています。

引き続き、国による進行管理の支援を受けながら、期限内に円滑な移行が完了するよう進めます。

推進項目(2) BPRの推進とAI・RPA等の利活用

業務の効率化を図るためには、まず、作業手順のムダを洗い出し、省力化や改善が可能な業務の特定と改善手段の検討を目的とする業務改善（BPR）に取り組む必要があります。

このため、市では、令和4年度、業務全体を対象に業務プロセスの調査を実施しました。

この調査結果を検証し、改善業務の特定とAI、RPA、ノーコードツール等を活用した業務自動化といった改善手法の選定と導入を進めます。

推進項目(3) 行政事務の電子化とデータの利活用

(2)に掲げたBPRの取組結果を踏まえ、デジタル技術を活用した業務改善を進めるとともに、文書管理、電子決裁等、ペーパーレス化に取り組めます。

併せて、職員の勤怠管理ツールの導入や服務に関する各種届出のデジタル化を進めるなど、働き方改革を踏まえた勤務の適正化に資する取組を進めます。

基本方針3デジタル化を進めるための基盤強化

デジタル化を推進するためには、稼働するシステム、操作する職員、利用する市民をデジタルに関わる「基盤」と位置付け、その強化を図ることが必要です。

その取組として、まず、システムについてセキュリティ対策の徹底に努めます。

次にシステムの操作や情報を扱う職員については、知識習得の必要を踏まえ、個人情報保護の徹底等、職員教育に努めるほか、民間のデジタル専門人材を招聘し、高度な知識やスキルに基づく支援を受けながら、デジタル施策の着実な推進に努めます。

また、利用する市民については、講習会の開催や各種相談の受付など、デジタルデバйд対策を講じながら、誰もが使いやすい仕組みづくりを進めます。

推進項目(1) 情報セキュリティ対策の徹底

平成 29 年 4 月から「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」の運用を開始し、勝浦市を含む県内の各自治体が利用しています。

「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」は、インターネットの脅威に対して必要なセキュリティレベルの確保とインシデントの早期発見・対処を目的として、専門人材による 24 時間 365 日の監視など、不正アクセスに対し、日々監視を続けるなど、対策の徹底を講じています。

千葉県がシステム構築を行い、県及び県内市町村が共同利用することで、コストの削減が図られています。

このほか、住民基本台帳、市税といった基幹業務については、令和 7 年度以後、国が提供するガバメントクラウドに移行し、運営の安定化とセキュリティ対策の強化を進めます。

推進項目(2) デジタルデバйдの解消

利便性、快適性の向上といったデジタル化が生み出す恩恵を誰もが享受できるよう、DX 推進にあたっては、デジタル化は難しい、わからないといった理由で活用をためらっている方にデジタル化の利便性を実感してもらうため、スマートフォン教室など、機器の操作や知識を習得する多くの機会を設けるほか、市公式ホームページについて、心身の条件や利用する環境を問わず、支障なく利用できるウェブアクセシビリティの向上を図り、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けた環境づくりを進めます。

推進項目(3) 外部デジタル人材の任用

DX 推進するには、先進的な技術やセキュリティ対策に係る高度な知識やスキルが必要で、安定的な運用を図るためにも、専門人材を任用します。

また、職員に対する助言・指導等、育成面の支援を求め、組織のデジタル力を高めます。

基本方針4デジタル技術を活用した地域づくり

市のデジタル化の取組は、主として、行政手続きのオンライン化と業務の効率化といった行政に係る分野を進めてきました。

このような中、国においては、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

このため、本計画では、今後も少子高齢化を要因とする人口減少が見込まれる中、デジタル田園都市国家構想を踏まえ、デジタル技術の積極的な活用を図り、教育も含めた地域課題の解決に取り組めます。

推進項目(1) 地域の課題解決の取組

日常生活に必要な移動手段の確保をはじめ、買い物対策等、地域が抱える様々な課題に対し、デジタルの力を活用し、解決に向けた取組を進めます。

推進項目(2) 教育環境の充実

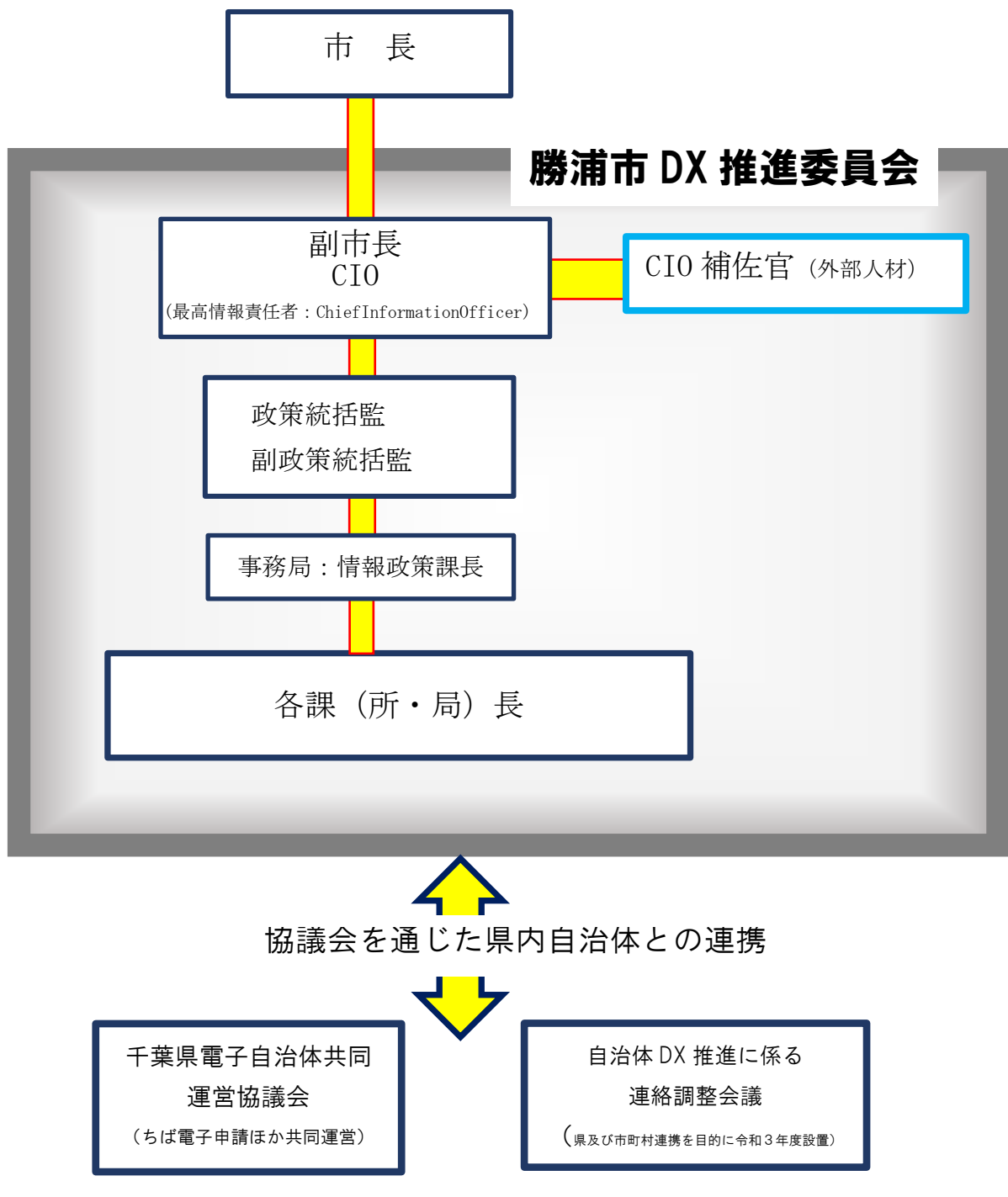
ICT 支援員をはじめとする専門人材の配置等、ICT を活用した学びを推進するために必要な学校現場を支える体制の構築を進めます。

推進体制

本計画に示す取組を確実に実現するため、全庁的・横断的な推進体制を構築します。

具体的には、デジタル田園都市国家構想に基づき、庁内業務の効率化といった範囲に留まることなく、デジタル技術を活用し、地域が抱える課題解決に積極的に取り組むため、その企画・調整を担う司令塔として新たに情報政策課を設置します。

併せて、ICTの知見を有し、実務に即した技術導入の判断や助言を行うことのできる外部人材を任用し、CIO（最高情報責任者）のマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官に役割を担うこととします。



市長

DXの推進にあたり、市長自らが、改革の先導役として、強いコミットメントと指導力を持って取り組みます。

CIO

市長のリーダーシップの下、最高情報責任者（CIO：Chief Information Officer）を中心とする全庁的なDX推進体制を構築するうえで、CIOは、庁内マネジメントの中核として、庁内全般の把握と庁内調整を担います。

CIO 補佐官

CIOを補佐する体制を強化するため、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐します。

政策統括監・副政策統括監

デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた地方版総合戦略の改訂に向け、デジタル技術を活用した地域ビジョンの再構築に関し、総合調整を担います。

情報政策課長：事務局

情報政策課は、企画立案や部門間の調整、個々のDXの取組の進行管理等を行います。

計画の進行管理

計画に掲げた各種施策については、原則、毎年度、PDCAサイクルによる施策の見直しを図り、デジタル技術の進歩や社会情勢の変化といった環境変化に柔軟に対応した事業展開を図ります。

また、社会的変化に応じた迅速な対応が求められる際には、PDCAサイクルに捉われることなく、迅速な決定と実行に移行することが重要です。

このため、総務省の「自治体DX全体手順書」において推奨しているObserve（情報収集）Orient（方向性判断）Decide（意思決定）Act（行動）OODA（ウーダ）ループの考え方のもと、積極的に推進していくなど、OODAループを併用し進めていきます。

実施計画

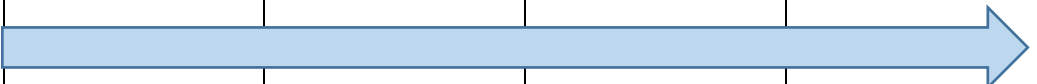
基本方針に掲げた各推進項目に係る施策について、実施計画を定め、施策の着実な推進と適切な進行管理を図ります。

基本方針 1 デジタル技術を活用した行政サービスの向上

推進項目 (1) 行政手続のオンライン化

施策名	オンライン手続きの拡大			
施策の内容	いつでも、どこにいても、簡単にできる行政手続きを目指し、オンライン化の拡充を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				
・ 証明等自動交付機の設置箇所の増設				
・ インターネットを利用したオンライン手続きの拡大				
・ 市公式HPへのチャットボットの添加				

推進項目 (2) 窓口業務のデジタル化

施策名	書かない窓口システムの導入			
施策の内容	デジタル技術を活用し、市役所窓口における各種申請書の来庁者記載の省略や証明書等の自動交付化など窓口業務の改善を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				
・ 書かない窓口システムの導入				
・ 庁舎内の証明等自動交付機の設置				

推進項目(3) オープンデータの推進

施策名	オープンデータの推進			
施策の内容	安全安心なまちづくりを目的に市内防災施設の位置情報を公開するほか、地域経済の活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上を目的に市が保有するデータの公開を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				

基本方針2デジタル化による効率的な行政運営の構築

推進項目(1) 基幹業務システムの標準化・共通化

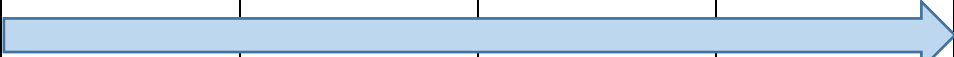
施策名	基幹業務システムの標準化・共通化			
施策の内容	住民基本台帳、税情報をはじめとする基幹業務のシステムを国が示す統一基準に適合させる「標準化・共通化」について、円滑な移行を図り、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				

推進項目(2) BPR の推進と AI・RPA 等の利活用

施策名	BPR（業務改善）の推進			
施策の内容	市政運営の効率化を図るため、業務全体について、作業のムダや改善の必要のある改善業務の特定と業務効率化の改善手法の選定を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				

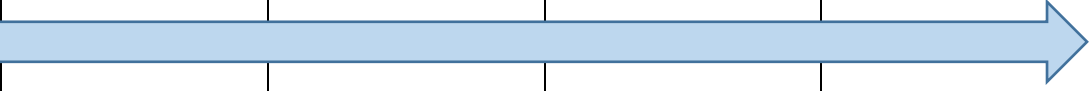
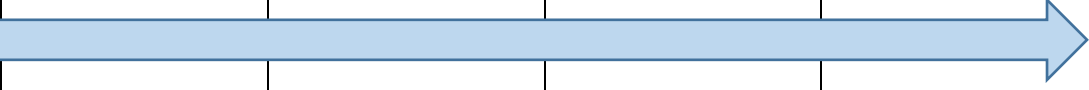
施策名	AI・RPA 等の導入			
施策の内容	業務改善の取組で特定した改善対象の業務について、効率的、効果的な改善を図るよう、AI 又は RPA 等の導入検討を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				

推進項目(3) 行政事務の電子化とデータの利活用

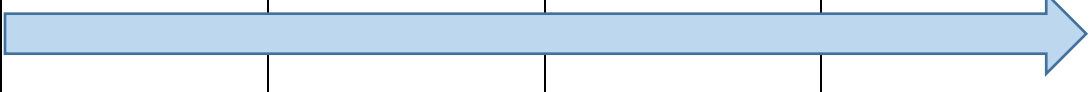
施策名	庁内業務のデジタル化			
施策の内容	文書管理、電子決裁をはじめ、庁内業務におけるデジタル化に取り組み、業務の効率化を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				
・ デジタル技術を活用した市税における課税客体把握の適正化				
・ 文書管理システムの導入				
・ 電子決裁システムの導入				
・ 職員の勤怠管理に係るデジタルツールの導入				
・ 職員間コミュニケーションツールの導入				
・ サービス関係手続のデジタル化				
・ 会議録音声反訳ツールの導入				

基本方針 3 デジタル化を進めるための基盤強化

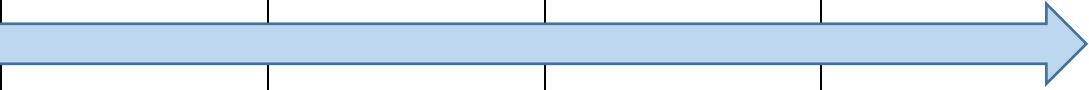
推進項目 (1) 情報セキュリティ対策の徹底

施策名	情報セキュリティ対策の徹底			
施策の内容	県内自治体と共同運営する千葉県自治体情報セキュリティクラウド活用の継続など、システムの安定運用と情報の保護及び漏洩防止対策の徹底を図ります。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				
セキュリティ対策の共同運用				
市セキュリティポリシーの見直し				
個人情報保護に係る職員教育				

推進項目 (2) デジタルデバイドの解消

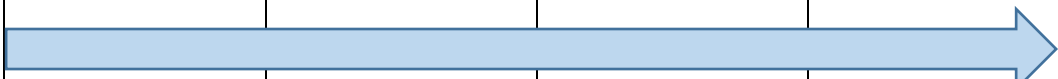
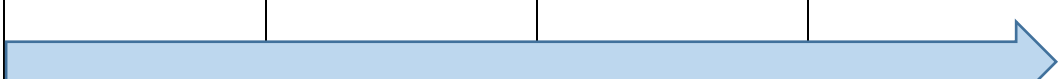
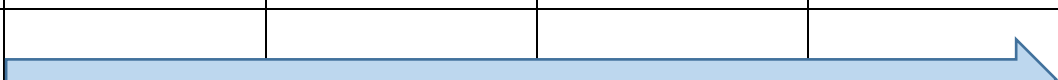
施策名	デジタルデバイド対策の推進			
施策の内容	デジタル機器に不慣れな方の不安解消に向けて、機器の利用に関する知識の習得機会を設け、誰でも便利に使える仕組みづくりを進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				
スマホ教室等の開催				

推進項目 (3) 外部デジタル人材の任用

施策名	外部デジタル人材の任用			
施策の内容	デジタル分野における最先端の専門性を有し、情報通信や AI などの技術を活用して、行政の効率化はもとより、地域の課題解決を先導する外部人材を任用します。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				

基本方針 4 デジタル技術を活用した地域づくり

推進項目 (1) 地域課題の解決の取組

施策名	デジタル技術を活用した地域課題の解決の取組			
施策の内容	高齢化の進展に伴う買い物対策、交通手段の維持確保をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響等による地域経済の低迷など、地域が抱える諸課題に対し、デジタル技術を積極的に取入れ、課題解決の取組を進めます。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				
買い物不便の解消の取組				
交通手段の維持確保の取組				
商店街の活性化の取組				
地域の魅力向上の取組				

推進項目 (2) 教育環境の充実

施策名	G I G A スクール推進体制の構築			
施策の内容	小中学校におけるG I G A スクールを推進するため、I C T 専門人材を雇用し、教職員の指導及びサポートを強化する体制を構築します。			
年度	R 5	R 6	R 7	R 8
工程				

用語の解説

用語	解説等
AI(エーアイ)	Artificial Intelligence（アーティフィシャルインテリジェンス）の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
AI(エーアイ) チャットボット	AI 技術を活用し、人間と会話しているような受け答えを、プログラムが自動で行うコミュニケーションツール。チャットボットとは、短文でリアルタイムに会話する「チャット」とロボットを意味する「ボット」を組み合わせた言葉。
BPR(ビーピーアール)	Business Process Reengineering の略である。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再構築すること。
DX(ディーエックス)	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。英語圏では、Trans をXと略す。
EC(イーシー)モール	複数の企業やショップが出店するオンライン上のショッピングモール。
GIGA(ギガ)スクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
ICT(アイシーティー)	Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方。
OODA(ウーダ)ループ	観察（Observe）、情勢判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）の頭文字を取った言葉で、ウーダループという。現場が起点となり、素早く臨機応変に対応することで、結果として現場の問題解決能力が向上することが期待される。
PDCA(ピーデーシーイー)	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルを繰り返す行い、継続的な業務の改善を促す技法のこと
RPA（アールピーイー）	「Robotics Process Automation」の略。事前に作成したシナリオに基づき、ソフトウェアロボットが人の操作を再現するプログラムを実行する仕組み。

Wi-Fi(ワイファイ)	無線 LAN の標準規格のひとつ。
アクセシビリティ	情報通信分野においては、高齢者や障がい者等、ハンディを持つ人にとって、情報やウェブサービス、ソフトウェア等が円滑に利用できることを意味する。
アプリ	アプリケーションの略。OS 上にインストールして利用するソフトウェアのこと。ゲームやビデオサービスの利用、動画の編集などさまざまな種類がある。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。
オンライン	パソコンやスマートフォンなどの電子機器がインターネットに接続された状態のこと。
オンライン化	パソコンなどの電子機器や行政手続自体がインターネットに接続・公開された状態。
キャッシュレス	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使った支払いなどがこれにあたる。なお、キャッシュ(cash)とは、「現金」を意味する。接尾辞のレス(less)は「ない」を意味する。現金ではなく、主に、デジタル化されたデータでお金のやり取りを行う。
クラウド	高速のネットワーク回線を利用して離れたところにある共有のサーバや業務システムを共同（あるいは単独）で利用する仕組みのこと。
コンビニ交付	マイナンバーカード（又は住民基本台帳カード）を利用して市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービス。
コンビニ収納	公金の収納代行業務を民間事業者に委託し、コンビニエンスストア等の店頭での公金等収納を可能にするサービス。
スマートスピーカー	インターネットの接続と音声認識・対話型の音声操作が可能な AI アシスタントを搭載しているスピーカーのこと。

スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワーク（3G 回線等）を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線 LAN に接続して利用することも可能。
セキュリティポリシー	組織における情報資産のセキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方と、その基本方針で定めた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断などの基準からなる。
タブレット型端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末のこと。
チャットボット	音声言語で人間と対話できるソフトウェア。AI の利用と、自然言語処理技術の進歩により、様々なサービスに実用化されている。
デジタル社会の実現に向けた重点計画	デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法 37②等）デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。
デジタル庁	内閣官房とともにデジタル社会の形成に関する施策などの内閣事務を支援し、行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、令和 3 年 9 月 1 日に設置された中央省庁。
デジタル手続法	令和元年 5 月 31 日公布の「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」のこと。情報通信技術を活用し行政手続をオンライン化し、行政のあらゆるサービスをデジタルで完結させることを目指す。
デジタルデバйд	コンピュータやインターネットなどの ICT を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機械、社会的地位などの格差のこと。

テレワーク	「ICT を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方」のこと。「tele＝離れた場所」と「work＝働く」を合わせた造語。在宅勤務、サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）等、情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。様々な働き方の総称。
マイナポータル	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、お知らせ機能、各種ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。また、API 連携により、国、地方公共団体及び民間のオンラインサービス間のシームレスな連携を可能にする基盤である。
マイナンバーカード	マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製の IC カードのこと。申請により交付される。正式名称は「個人番号カード」。公的な身分証明書としての使用、IC チップに記録されている電子証明書を使ってコンビニエンスストア等で住民票の写しや課税証明書などが取得が可能。
ブレイクスルー	障壁を突破すること、壁を突き破ること、困難を打ち砕いて物事を進展させることなどを意味する表現。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、モバイルルータなどの持ち運びができて通信機能があるもの。小型あるいは薄型、軽量で簡単に持ち運ぶことができ、電源コードを繋がなくても一定時間使用できる情報機器。
ノーコード	コンピュータへの指示を記述するソースコードを書くことなく、あるいは記述量を抑えてアプリケーションやシステムを開発するためのテクノロジーのこと。DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するうえで有用であるため、多くの企業でそのようなツールの採用が進んでいる。
かつうらメイト	インターネットを利用して防災情報のほかイベントや生活情報など、地域に密着した様々な情報を音声による配信のほか、テキスト、画像などの情報提供する勝浦市のコミュニケーションアプリ。
官民データ活用推進基本計画	「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」が制定され、国における「官民データ活用推進基本計画」及び都道府県における「官民データ活用推進計画」の策定が義務づけられるとともに、市町村は「市町村官民データ活用推進計画」の策定が、努力義務とされたもの。

官民データ活用推進基本法	官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする法律。同法第9条3項に、市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定が努力義務として規定。
基幹業務の標準化・共通化	地方公共団体に対し、住民基本台帳や市税をはじめとする標準化対象事務（20 業務）について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の成立に伴い、標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築すること。令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。
公衆無線 LAN	公共施設等の空間などで提供される無線 LAN によるインターネット接続サービス。
自治体 DX 推進計画	「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ策定。
総務省自治体DX推進計画	デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。
千葉県電子自治体共同運営協議会	県及び県内市町村が連携・協力し、各市町村の財政状況や情報化の進捗度などの個別事情によらず、電子自治体のサービスを県民が幅広く受けられる共同利用の仕組みを構築することを目的に、平成16年5月27日に設立した。 構成は千葉県、県内全市町村、一部事務組合が1団体、広域連合が1団体。
ちば電子申請サービス	自宅や外出先から、市役所の開庁時間を気にせず、いつでもどこでも、身近な場所からインターネットを通じて市役所の手続きができる千葉県の市町村が共同で運営している電子サービス。

電子入札	紙により行っていた入札をインターネットを利用して電子的に実施するシステム。千葉県及び県内の市町村等（各団体）で共同運営するちば電子調達システムは、インターネット利用における安全かつ公平な電子入札の効率的な実施を実現するとともに、案件情報の入手から開札までの一連の行為を実施することができ、暗号化技術および電子認証技術を用い、入札情報（入札結果・契約結果等）の提供、各団体への入札参加資格申請を行うことができる。
------	--

勝浦市 D X 推進計画
(令和 5 年度～令和 8 年度)
令和 5 年 2 月

勝浦市 総務課 総務係
〒299-5292 勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1
電話 0470-73-1211 (代表)